

# 市報かんざき・ホームページ 有料広告募集

## ・掲載料金（1カ月あたり）

※同一年度のうち6回以上申し込みの場合は割引あり

### <市報>

広告サイズ		掲載料金
2色	縦5cm×横8cm	8,000円
2色	縦5cm×横17cm	15,000円

### <ホームページ>

広告サイズ	掲載料金
縦60ピクセル× 横120ピクセル、 GIFまたはJPEG形式	5,000円

## 広告掲載イメージ

### 債権資産の申告をお忘れなく

お問い合わせ 税務課 資産税係

●申請書とは  
法人や個人で事業を行っている人が、事業用資産（船舶資産）と称するものを「船舶資産」として、土地や家屋には登記簿記載があり課税対象の船舶に属し、所有しているものを指します。

●令和6年1月1日時点で市内内に債権資産を保有している方が150万円未満

●申告書類 様式は、税務課、各支所

●申告期間 令和6年1月31日（水）

●問い合わせ 税務課 資産税係

●次の資産も債権資産の対象となります

・遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）または未稼働資産（すでに完成しているが、未稼働している資産を含む）

・遊休した船舶以外の遊休資産（遊休船舶以外）や特定の生産または事業に必要な建築設備・油圧など

・取得価額が20万円以下の資産でも減価償却しているもの

・個人用（住宅用）船舶未満で10万円以上の船舶を事業用に供している船舶光増価

・船舶特別償却制度の適用し、取得価額を減額しているもの

（例）中小企業者のSD1万円未満の減価償却費の損金算入の特例が適用した資産

●債権資産から除外されるもの

・自動車、軽自動車、小型特殊自動車など自動車、軽自動車以外の課税対象になるもの

（船舶用ランタナー、船用コンパイン、船用無線機などを含む）

・耐用年数1年未満の償却資産または法人の場合は10万円未満の償却資産、法人の場合は10万円未満の償却資産を損金算入したもの

・20万円未満の船舶が製造から3年以内（一部は製造した日）に取得した船舶

・船舶特定資産（遊覧艇、遊覧艇、遊覧艇、ソフトウェアなど）、船舶（馬、牛、豚、鶏、果樹など）

こちらに広告が掲載されます

### コミュニティ助成事業を準備しました

お問い合わせ 企画課 企画係 37-0102

令和5年度のコミュニティ助成事業の採択を受けている団体の、助成事業が完了しました。

●神埼市十景地区自主防災会（地域防災組織育成助成事業）

（一財）自然観察センターが主催の自然観察の助成金で、コミュニティ活動の増加を図っています。コミュニティの健全な発展を図り、ま

くし社会貢献活動の推進を図ることを目的としています。

縦5cm×横17cm

縦5cm×横8cm

市報かんざき 2023.12月号

## 「広報に関するアンケート調査」結果

市民3,000人対象、令和2年8月実施

媒体	読んでいる 閲覧している
市報	回答者の約72%
ホームページ	回答者の約49%

多くの方々にご覧いただいています！

### 市報は

市内全世帯に毎月配布

市報は毎月約12,000部発行、市内全戸に配布しており、市民の皆さんにご覧いただいています。

### ホームページは

月平均40,000アクセス

アクセス数は年々増加傾向にあります。市内外の多くの皆さんがご覧になるので、宣伝効果が期待できます。

貴社の広告、PR活動にお役立ててください！

申込・問い合わせ

神埼市役所 総務課 秘書広報係

☎ 37-0088 ✉ kouhou@city.kanzaki.lg.jp



※広告の内容が不適切と認められる場合や申込多数の場合、掲載をお断りする場合があります。